

開設者変更・組織変更・名称変更に伴う手続きガイド

貴院・貴局におかれましては、本県の感染症対策に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
開設者の変更(個人から医療法人への組織変更等)、法人名称・施設名称の変更、移転などがあった場合は、感染症法に基づく医療措置協定の手続き(変更または解約・再締結)が必要です。
以下のフローチャートをご確認いただき、変更内容に応じたお手続きをお願いいたします。

➤ 必要手続きのフローチャート

ーまずは、保険医療機関番号(薬局コード)の変更有無をご確認くださいー

【判定のポイント】保険医療機関番号(7桁)に変更はありますか？

※保険医療機関番号は、九州厚生局より交付される指定通知書等に記載されている7桁のコード。

| **【YES】番号に変更あり → 【パターン A】** |

| **【NO】番号に変更なし → 【パターン B】【パターン C】** |

区分	対象となる変更例	必要書類・お手続き
【パターン A】 保健医療機関 番号変更あり	【医療機関コードの変更が生じる変更】 ① 開設者変更に伴う医療機関番号の新規発番 ② 個人開設から法人開設への変更もしくは法人開設から個人開設への変更 ③ 法人 A から法人 B への事業譲渡 ④ 医療機関を移転するとき(増改築などによる仮移転を含む)	① 県ホームページに掲載している「医療措置協定 変更・解約フォーム」より申請。 (2の(1)にご記入ください。) ② 変更のお申出を確認後、県で登録情報を変更し、協定書(案)をメールにて送付いたしますので、最終確認の実施をお願いいたします。 ※この場合、旧協定は解約、指定は解除とし、新たに協定書、指定通知書を発行いたします。
【パターン B】 軽微な変更 保健医療機関 番号変更なし	① 管理者、開設者の電話番号、メールアドレスの変更 ② 開設者の変更を伴わない医療機関等の名称変更 ③ 住居表示の変更などによる医療機関等の所在地名の呼称及び地番の変更 ④ 法人内での人事異動等に伴う管理者・開設者変更(薬局管理者や法人の代表取締役の変更など) ⑤ 婚姻、養子縁組、法人の名称変更などによる、開設者名の変更管理者 等	① 県ホームページに掲載している「医療措置協定 変更・解約フォーム」より申請。 (2の(2)にご記入ください。) ② 県データベース修正を行い、完了後メールにてお知らせ。 ※協定書および指定通知書、変更協定書の発行は行いません。
【パターン C】 協定締結内容の変更 保健医療機関 番号変更なし	【医療措置協定第3条の変更】 ① 病床確保(初期・初期以降) ② 発熱外来(初期・初期以降) ③ 自宅療養所等への医療の提供(電話/オンライン診療・服薬指導、往診、訪問しての服薬指導、訪問看護) ④ 後方支援(初期・初期以降) ⑤ 人材派遣(医師、看護師、その他) 【医療措置協定第4条の変更】 ⑥ 想定される2ヶ月分の使用量(サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋)	① 県ホームページに掲載している「医療措置協定 変更・解約フォーム」より申請。 (3にご記入ください) ② 変更のお申出を確認後、県で登録情報を変更し、変更協定書(案)をメールにて送付いたしますので、最終確認の実施をお願いいたします。 ※変更協定書を発行いたします。

【医療機関の廃止・閉業に伴う協定の解約について】

医療機関の廃止や事業廃止に伴い医療措置協定を解約される場合についても、県ホームページに掲載されている「医療措置協定 変更・解約フォーム」より申請をお願いします。

※開設者変更等により医療機関を廃止・新規開設する場合でも、協定を引き継ぐ場合はパターン A となります。